交付申請の期限が
2023年3月末まで
延長されました！

こどもみらい住宅支援事業

国土交通省

対象のリフォーム工事の実施で

5万円～最大60万円まで

補助されます！

補助対象となるリフォーム工事一覧（必須工事あり）

リフォームの内容				補助額
必須のリフォーム工事（いずれか１つ以上の工事が必須）	①開口部の断熱改修 ガラス交換／内窓設置／外窓交換／ドア交換			2,000円～32,000円／箇所 ※ガラス交換の場合は、１枚あたり。
	②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修			18,000円～102,000円／戸
	③エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム		24,000円／戸
		節水型トイレ		17,000円～19,000円／台
		高断熱浴槽		24,000円／戸
		高効率給湯機		24,000円／戸
		節湯水栓		5,000円／台
任意のリフォーム工事（①～③の工事と合わせて行うことで補助対象）	④子育て対応改修	家事負担軽減に資する住宅設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード* ビルトイン自動調理対応コンロ* 浴室乾燥機 宅配ボックス	10,000円～20,000円／戸
		防犯性の向上に資する開口部の改修		17,000円～43,000円／箇所
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修		2,000円～32,000円／箇所 ※ガラス交換の場合は、１枚あたり。
		キッチンセットの交換を伴う対面化改修		86,000円／戸
	⑤耐震改修			150,000円／戸
	⑥バリアフリー改修 手すりの設置／段差解消／廊下幅等の拡張／ ホームエレベーターの新設／衝撃緩和畳の設置			5,000円～150,000円／戸
	⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置			19,000円～24,000円／台
	⑧リフォーム瑕疵保険等への加入			7,000円／契約

※赤字で記載されたリフォーム工事については、事務局に登録された対象製品を使用した場合のみ補助対象となります。
※「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、＊印がついた項目は補助の対象となりません。

補助額が5万円以上になると、補助対象となります！

●補助金の申請方法●

申請手続き、補助金の受取と消費者への還元は
『こどもみらい住宅事業者』が代わりに行います。
※一般消費者の方が申請することはできません。

●こどもみらい住宅事業者とは●

リフォーム工事を行う事業者で、予め本事業に参加のため、
登録をした事業者（工事施工者）です。
一般消費者に代わり、補助金申請を行います。

ポイント！

住宅事業者が本事業の事業者登録を行った後に
着工したリフォーム工事が対象です。
相談する事業者が、本事業へ登録しているか
事前に確認しましょう。
※事業者の希望によりホームページ上に公表されていない場合もございます。
その場合は相談する事業者へ直接お問い合わせください。

ホームページより
事業者の検索が
できます

20220905版